

第 3 期

次世代育成支援対策推進法に基づく 一般事業主行動計画

(2014年7月28日)

急速に進む少子化を受け、2005年4月1日から「次世代育成支援対策推進法」が全面施行されました。この法律では、次代の社会を担う子供が健やかに生まれ、育成される環境の整備を進めるため、一定規模以上の企業においては、仕事と子育ての両立を図るための行動計画を策定し、実施することとされています。(2012年7月30日に改正)

弊社では当社社員が仕事と私生活を両立することができ、社員全員が働きやすい環境にすることで全ての社員が能力を十分に発揮出来るよう、次の行動計画を策定しました。

計画期間

2021年4月1日 ~ 2024年3月31日

行動計画と目標、
具体的施策

次世代育成支援対策推進法に則り、以下の行動計画及び目標を策定する。

1.

子育てを行う社員等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

対 策

- ・ 社員の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項について周知する。
- ・ 子の看護休暇、介護休暇を時間単位で取得できることを広く周知するとともに、取得しやすい環境づくりを行う。
- ・ 時短勤務者の出社時の労働時間、在宅勤務時の労働時間それぞれの就労時間を柔軟に設定できる制度の検討。

2.

働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備
総労働時間の短縮促進 (時間外労働削減、有給休暇取得促進など)

対 策

- ・ ノー残業デーの周知
- ・ 社員の時間外労働、有給休暇取得日数の見える化を目的として、管理職に個人ごとの実績を毎月共有する。
- ・ 年次有給休暇の取得率を50%以上で維持する。